

みや わか

市議会だより



3月定例会

会議結果及び賛否の分かれた議案	2~3
平成27年度予算及び平成26年度補正予算	3
採択された意見書	4
100条委員会の解散及び中心拠点施設整備調査特別委員会の設置	4~5
各常任委員会報告	5~7
市長報告	8~10
一般質問	11~15
編集後記、まちの話題	16

審 議 結 果 報 告

3 月 定 例 会

議案番号	議 案 名	議決内容
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	全員賛成 同意
同意第 1 号	宮若市固定資産評価審査委員会委員の選任について	全員賛成 同意
同意第 2 号	宮若市固定資産評価審査委員会委員の選任について	全員賛成 同意
同意第 3 号	宮若市固定資産評価審査委員会委員の選任について	全員賛成 同意
議案第 1 号	民事調停の申立てについて	全員賛成 可決
議案第 2 号	日吉辺地に係る公共的施設の総合整備に関する財政上の計画の一部変更について	全員賛成 可決
議案第 3 号	宮若市子どものための教育・保育給付に関する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第 4 号	宮若市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	賛成多数 可決
議案第 5 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	賛成多数 可決
議案第 6 号	宮若市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第 7 号	宮若市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第 8 号	宮若市職員の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	賛成多数 可決
議案第 9 号	宮若市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第 10 号	若宮町自然環境保護条例等を廃止する条例の制定について	継続審査
議案第 11 号	福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について	全員賛成 可決
議案第 12 号	市道路線の認定について	全員賛成 可決
議案第 13 号	市道路線の廃止について	全員賛成 可決
議案第 14 号	市道路線の変更について	全員賛成 可決
議案第 15 号	平成 26 年度宮若市一般会計補正予算 (第 2 号) について	全員賛成 可決
議案第 16 号	平成 26 年度宮若市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について	全員賛成 可決
議案第 17 号	平成 26 年度宮若市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について	全員賛成 可決
議案第 18 号	平成 26 年度宮若市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について	全員賛成 可決
議案第 19 号	平成 26 年度宮若市水道事業会計補正予算 (第 2 号) について	全員賛成 可決
議案第 20 号	平成 27 年度宮若市一般会計予算について	賛成多数 可決
議案第 21 号	平成 27 年度宮若市国民健康保険特別会計予算について	賛成多数 可決
議案第 22 号	平成 27 年度宮若市後期高齢者医療特別会計予算について	全員賛成 可決

議案番号	議案名	議決内容
議案第23号	平成27年度宮若市住宅新築資金等特別会計予算について	全員賛成 可決
議案第24号	平成27年度宮若市簡易水道事業特別会計予算について	全員賛成 可決
議案第25号	平成27年度宮若市公共下水道事業特別会計予算について	全員賛成 可決
議案第26号	平成27年度宮若市吉川財産区特別会計予算について	全員賛成 可決
議案第27号	平成27年度宮若市水道事業会計予算について	全員賛成 可決
議員提出議案第1号	宮若市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議員提出議案第2号	農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書	全員賛成 可決
議員提出議案第3号	中心拠点施設整備調査特別委員会の設置を求める決議	全員賛成 可決

◆ 賛否の分かれた議案

○：賛成 ×：反対

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
氏名	川口誠	賢部勝	藤嶋厚	遠藤嘉昭	中島健三	間地陸人	神谷喜久雄	安永友則	茅野勝	吉野英史	中尾ハギ子	萩本広房	安河英幸	染矢正次	吉崎順一	谷口重隆	弓削田敬
議案名等																	
議案第4号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第5号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第8号	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第20号	○	○	×	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○
議案第21号	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	補正前の額	補正後の額
一般会計	178億2,091万円	177億7,431万円
特別会計		
国民健康保険	36億9,451万円	37億278万円
公共下水道事業	7億966万円	6億9,213万円
水道事業(収益的支出)	5億8,895万円	5億8,908万円

補正予算等については左記のとおりとなっております。主に年度末までの見込み額の確定に伴うものです。

全員賛成で可決

平成26年度補正予算

3月定例会

	27年度予算額	26年度予算額
一般会計	173億7,438万円	173億7,954万円
特別会計		
国民健康保険	39億7,103万円	36億9,803万円
後期高齢者医療	4億4,391万円	4億4,082万円
住宅新築資金等	392万円	384万円
簡易水道事業	1億486万円	1億1,605万円
公共下水道事業	7億4,677万円	7億2,048万円
吉川財産区	121万円	277万円
水道事業(収益的支出)	5億3,669万円	5億8,814万円

平成27年度の各会計予算は予算審査特別委員会(委員長 賢部勝議員)を17名の議員で設置し、さらに、所管別に分科会を設け審査を行いました。委員会での審査結果は、一般会計及び国民健康保険特別会計は賛成多数、他の会計については、全員賛成で可決しました。

平成27年度予算

中心拠点施設整備調査特別委員会の設置を求める決議が可決されました。

3月23日の本会議において、議会運営委員会より委員会提出議案として「中心拠点施設整備調査特別委員会の設置を求める決議」が提出され、全員賛成で可決されました。内容は、今後、宮若市で進められる市庁舎建設が市民を主役にしたまちづくりとなるよう、中心拠点にふさわしい環境の整備に関する調査・研究を行うものです。委員長に川口誠副議長、副委員長に茅野勝議員を選任し、7名の議員で構成します。

中心拠点施設整備調査特別委員会名簿

役職	氏名	所属委員会
委員長	川口 誠	副議長
副委員長	茅野 勝	総務委員会
委員	神谷 喜久雄	総務委員会
委員	弓削田 敬	教育民生委員会
委員	萩本 広房	教育民生委員会
委員	安河 英幸	産業建設委員会
委員	寶部 勝	産業建設委員会

公営住宅用地取得に関する調査特別委員会が解散しました。

平成26年9月24日の本会議において、議会運営委員会より委員会提出議案として提出され、100条の権限を付託された特別委員会が設置されました。その後、公営住宅の用地取得に関して調査を行ってまいりましたが、平成27年3月20日に開催された委員会をもって用地取得問題について一定の解決が図られた旨、執行部より報告を受け、委員会の中で協議した結果、全会一致で解散することとなり、3月23日の本会議において、解散が承認されました。

農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書

全員賛成で可決

農業農村整備事業は、「食料・農業・農村基本法」に位置付けられた事業であり、国民が必要とする食料を安定的に供給するための農業生産基盤の整備のみならず、豊かな自然環境や景観の保全、治水等の多面的機能を維持する観点からも欠くことのできない事業です。

しかしながら、平成22年度以降、農業農村整備事業については大幅に縮減され、計画していた事業が進められないなど現場のニーズに十分に答えられていない実態がありました。

平成24年度からの現政権下のもと、予算規模は回復してきているものの、いまだ平成21年度以前の水準には戻っていない状況であることから、政府においては、農業農村整備事業の重要性を評価し、下記事項について最大限配慮するよう強く要望いたします。

記

1. これまでに計画的に進められてきた実施中の事業や実施に向け準備を進めている事業が円滑に進められるよう措置を講ずること。
2. 今後、これまでに建設された農業水利施設の老朽化に対応した計画的な補修や更新による施設の長寿命化が円滑に進められるよう事業予算を確保すること。
3. 土地改良事業や農地中間管理機構をフル活用した農地の大区画化の推進、及び農村集落が持っている共同体機能を生かした農地、用水、森林、景観、環境などの地域資源の管理を強化するためにも必要な事業予算を確保すること。

提出先：内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣

— 3月定例会 —

委員会報告



委員長 茅野 勝

日吉辺地に係る公共的施設の
総合整備に関する財政上の計
画の一部変更について

これは、日吉辺地に係る公共的施設の総合整備に関する財政上の計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものです。

主な質疑として、「計画の見直しをしなければならなかった理由は何か。」との質問に対し、「小谷線は、全線延長938mの道路計画を進めてきたが、平成27年度分を含め、316mほど残っている。これまで用地買収の遅延により遅れてきた。」との回答がありました。また、「当初計画と距離

などは変わらないのか。事業費は完了分を差引いた分が今回の計画内容なのか。」との質問に対し、「距離は変わっていない。事業費に関しては、平成19年から26年までの変更前の計画額は2億1,485万円である。平成19年度から25年度は完了しており、平成26年度から29年度までの予定を合計すると、事業費総額2億6,347万円となり、4,800万円余りの増額となっている。増額の理由は、通信設備の移設や道路整備の際の立木の処理によるものである。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

これは、地方教育行政の組織及び運

宮に関する法律の一部を改正する法律の施行による地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び教育公務員特例法の一部改正に伴い、議案第4号は、宮若市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるため、条例の制定を行い、議案第5号では、関係条例の整理を行うものです。

主な質疑として、「教育行政に政治が入り込むという一面があるが、メリットは何か。」との質問に対し、「一番の狙いは、責任の明確化である。いじめなどで後手に回っていたことなどが、解消される。」との回答がありました。また、「給与面は変更があるのか。」との質問に対し、「教育長の給与面は変わらないが、特別職ということと別のものとなる。」との回答がありました。

賛成多数で可決

宮若市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

これは、行政手続法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、宮若市行政手続条例の一部改正を行うもの

です。

主な質疑として、「イメージがわからないが、具体的にはどういうことが想定できるのか。」との質問に対し、「これまで法律、条例に基づき行っていたものが、今回の改正により市民から通報を受けた場合、処分庁は調査して行政指導や処分などを行わなければならない。また、行政処分などを受けた側は処分庁に申出ができるようになる。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市職員の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、宮若市職員の一般職の給与に関する条例の一部改正を行うものです。

主な質疑として、「5年間の経過措置とあるが、新規採用職員は新しい給与表になるのか。」との質問に対し、「新規採用職員は新しい給料表での格付けである。なお、今回の給料表は1級と2級の上の方の号給では引き下げ対象

となっていない。」との回答がありました。

賛成多数で可決

若宮町自然環境保護条例等を廃止する条例の制定について

これは、合併に伴い宮若市暫定条例とされた若宮町自然環境保護条例、若宮町水源保護条例及び若宮町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について、廃止を行うものです。

主な質疑として、「上乗せ条例であるが、条例を残すと違法性があるのか。」との質問に対し、「暫定条例があることについて、違法性はないと考えているが、要綱等の適用できないことなど、残しても意味がない条例である。」との回答がありました。

委員から、「骨組みはなくなっているかもしれないが、もう一度吟味して、宮若市全体に生かしていくことが必要でないかということに継続してもらいたい。」との意見があり、これについて諮りましたところ、賛成多数で「継続審査」と決しています。

継続審査

福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

これは、有明広域葬斎施設組合が名称変更することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

全員賛成で可決



教育民生委員会

委員長 弓削田 敬

宮若市子どものための教育・保育給付に関する条例の制定について

これは、子ども・子育て支援新制度における、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する場合の利用者負担額の設定、並びに公立保育所等の利用者負担額が公の施設の使用料に該当することから、地方自治法第25条並びに子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の規定より市長が

定めた額を、徴収できる旨を定めようとするものであり、また、正当な理由がなく給付に係る調査等を拒むなど不誠実な対応を行う事業者や保護者などに対する措置として、子ども・子育て支援法第87条の規定に基づき、過料について定めるものです。

主な質疑として、「この条例により、保育料が上がるということはないのか。」との質問に対し、「具体的な保護者負担相当額については、現在宮若市が定めている額をベースに調整しているところである。」との回答があり、「宮若市の子どもを市外の保育所に委託する広域保育の実態はどうか。」との質問に対し、「平成26年度は100名近くの子どもを鞍手町や直方市を中心に委託している。平成27年度でも現在のところ、87名の広域保育の申込みがあっている。」との回答がありました。その他には、「第5条の利用者負担額の減免における、特に必要があると認めるときに想定している、その他やむを得ない事情とはどういうこと指しているのか。」との質問に対し、「例えば、年度途中での失業という場合や、それ以外でも困る状況があつてやむを得ない場合には申請対象になるが、そ

の時の生活状況等も勘案するので、認められるかどうかは分からない。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行による社会教育法の一部改正に伴い、宮若市公民館条例の一部改正を行うものです。本条例は、中央公民館にのみ適応されるものです。

全員賛成で可決



委員長 谷口 重隆

民事調停の申立てについて

これは、支払いの意思がない滞納者、5名に対し、民事調停を申立てるものです。今回は、議案提出後に2名の履行者があり、最終的には3名についての申立てを行うものです。

「今回、対象者数が減少していることは、滞納対策にきちんと取組んでいる結果であり、今後も同様に取組むように。」との意見がありました。

全員賛成で可決

宮若市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

これは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の名称が一部改正されたことに伴い、条例に記載されている法律の引用分の変更です。

主な質疑として、「管理の解釈はどのようなものか。」との質問に対し、「管理の文言がはいった背景は、野生生物の保護だけでなく、生息数を適正規模に減少させるために管理していく方向性を示したものであり、鳥獣捕獲専門業者の認定制度や狩猟免許のわなについての年齢制限引き下げが行われる。」との回答がありました。

全員賛成で可決

市道路線の認定について、市道路線（榎木線）の廃止について、及び市道路線（榎木・高尾線、小原線）の変更に
ついて

これは、市道路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、市道路線を廃止、変更するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

審議に先立ち、該当路線の現地視察を行いました。

主な質疑として、「トンネルの掘削に伴い、水の枯渇が心配であるが、調査は継続的に行われるのか。」との質問に対し、「地元から要望もでており、県が定期的に行うと聞いている。」と回答があり、「県から移管される道については、どの程度まで整備されるのか。」との質問に対し、「県が、現地を確認し、危険な部分等、必要最大限の舗装の改修、ガードレールの設置等を行うと聞いている。」との回答がありました。

次に市道の廃止についてですが、これに伴い、路線の変更を行っています。

全員賛成で可決

市長報告

◆市長報告 1

宮若市庁舎に係る耐震診断結果について

耐震診断は、宮若市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断の必要性がある昭和56年度の新耐震基準以前に建築した市役所本庁舎事務棟、議会棟、第1別館、第3別館及び書庫について、その結果が提出されました。

国では、安全の判定基準として、耐震指標（I s 値）を0.6以上と定めており、これは震度6から7程度の地震が発生しても倒壊の危険が少ないとするものですが、庁舎関係は、大地震発生時の人命の安全確保に加え、災害対策活動拠点施設として十分な機能の確保を図る観点から、本市が設定する耐震判定指標は、0.6に国が拠点施設として望ましいとする重要度係数1.5を乗じた0.9以上とし、書庫は、その性格上、耐震安全性を高める必要性に乏しいことから、国の基準のとおりの0.6以上としました。

診断の結果、第1別館及び第3別館

は、I s 値が0.9を上回っていましたが、本庁舎事務棟、議会棟及び書庫は、I s 値が0.9又は0.6を下回っていたことから、「想定する地震動に対して所要の耐震性に疑問あり。」との考察結果が出され、本館と接続する渡り廊下棟も、大地震発生時に損傷する可能性を指摘され、本庁舎内の一部のコンクリートブロック壁は、所要の耐震性能を有していないことから、「撤去又は倒壊防止の措置を講じる必要がある。」と報告されています。

今回の結果は、現在策定している宮若市中心拠点整備基本構想にも、今後の中心拠点整備に向けた問題点として位置付けます。

◆市長報告 2

福岡県介護保険広域連合介護保険条例の一部改正について

第1号被保険者の介護保険料は、介護保険法施行令により、保険者が3年に一度策定する介護保険事業計画において、介護サービスの供給量等に基づき、保険者毎に基準の保険料を設定し、被保険者の所得状況等に応じ、段階毎に保険料を課します。

本市が加入している福岡県介護保険広域連合では、グループ別保険料を導入し、広域連合を構成する33市町村間の給付費水準に差異があることから、この格差を緩和し是正することを目的として、給付水準が高い方から順に、A、B、Cの3つのグループに分けて保険料を設定しています。

平成27年度から平成29年度までの第6期の保険料が決定され、本市はこれまで同様Bグループとなり、年間の保険料は、負担割合の基準となる第5段階では、66,535円と前回に比較して、8,069円の増額となっています。

これは、65歳以上の高齢者人口増や第1号被保険者の負担割合増等によるものです。

◆市長報告 3

民事調停の報告について

市営住宅入居者の民事調停は、平成26年6月定例会において7名の議決を得たところです。

この民事調停対象者7名のうち、1名が申立て前に納付したため、残りの

6名に対し、直方簡易裁判所に民事調停の申立てを行ったところ、2名が申立て後に納付し、2名が調停成立し、残る2名は、調停に出席せず不成立となりました。このため、残る2名に対し、福岡地方裁判所直方支部へ明渡し訴訟の申立てを行い、それぞれ勝訴の判決を得ました。その後、1名が納付したため、残りの1名に対し、福岡地方裁判所直方支部へ強制執行の申立てを行い、強制執行が完了しています。

調停条項不履行による住宅明渡しの強制執行は、議会において民事調停申立ての議決を得て、調停が成立した者に対し調停後の履行状況を確認していましたが、1名は再三の履行要請にもかかわらず履行しないため、住宅明渡しの申立てを行い、強制執行が完了しています。

◆市長報告 4

宮若市学校等整備計画の策定状況及び市立幼稚園の現状について

教育委員会は、児童・園児数の減少により小規模化が進んでいる宮若中学校区における小学校及び幼稚園の適正規模による配置について、平成20年

5月に策定した宮若市学校等整備方針を基本に、市民ボランティア会議、学校等整備計画策定委員会を立ち上げ、検討を進めています。

併せて各小学校において開催された保護者会や、各小学校PTA独自による保護者を対象としたアンケート調査結果などでは、通学手段の確保やそれぞれの学校の歴史・特色の継承、今後の小中一貫の教育課程などについて多くの意見が出されています。

このことから、本計画は、本年度中の作成を目指してきましたが、しばらく時間をかけ、再編に伴う諸課題について、慎重に協議検討を行い、整備計画を策定したいと考えています。

計画策定後には、市民の皆様に必要な理解をもらうように、西中学校区内の各小学校ごとの住民説明会を始め、出張座談会の開催などを行っていきま

す。
市立幼稚園の現状ですが、緑ヶ丘幼稚園は、平成26年度には、新園児の入園がなく、5歳児クラス9名のみで運営を行っています。この9名が今年度末に卒園後、平成27年度も、新園児の入園がないため、休園とします。

吉川幼稚園は、平成26年度は、4歳児2名、5歳児5名の合わせて7名で

運営を行っていますが、平成27年度は入園希望児が2名のみであり、全園児4名での運営になるため、在園児及び入園希望児の保護者と合同で話し合った結果、集団生活を通じた幼児教育の効果が十分に得られないことなどを理由に、4名は若宮幼稚園への就園を希望されたため、吉川幼稚園も休園とします。
両園は、平成27年度中に園区の検討を行い、統廃合をしたいと考えています。

◆市長報告 5

東部総合運動公園事業認可期間の延長について

本施設の整備は、都市計画法に基づく都市計画決定を受け、平成22年度から平成27年度までを事業認可期間として取組んできましたが、社会資本整備総合交付金の減額等により工事の進捗に遅れが出ており、平成27年度までの完成は難しい状況となっています。そのため、事業認可期間を平成30年度までの3年間延長することで、県と協議を進めています。

今後の整備計画は、平成27年度に多

目的グラウンド園路等整備、管理棟・進入路・第4駐車場の整備を行い、平成28年度に芝生広場・子ども交流広場の整備、平成29年度及び平成30年度にテニスコートの施設整備に取組んでいきたいと考えています。

◆市長報告 6

宮若市子ども・子育て支援事業計画の策定について

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、計画期間を平成27年度から平成31年度までとする宮若市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

本計画の策定に当たっては、平成25年度に就学前児童を有するすべての家庭を対象に実施したアンケート調査の結果を基に子育て支援に対するニーズと必要な事業量を把握し、公募による市民や子どもの保護者、保育事業者、福祉関係機関の職員などで構成した宮若市子ども・子育て会議において審議してもらおうとともに、パブリックコメントを実施して計画策定に取組んできました。

本計画の概要ですが、「すべての子どもの笑顔のために みんなで支える

子育てのまち」を基本理念とし、第1章は計画の概要、第2章は子ども・子育て家庭を取り巻く現状、第3章は計画の基本理念や基本方針、第4章は事業計画、第5章は計画の推進体制を定めています。

◆市長報告 7

宮若市高齢者福祉計画の策定について

市町村は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画を定めることとされています。

平成24年度から平成26年度までを計画期間とした宮若市老人福祉計画の実績や課題等を踏まえ、平成27年度から平成29年度までの3年間における計画を策定したところです。

前計画まで名称を老人福祉計画としていましたが、福岡県及び近隣市町村は高齢者福祉計画という名称の使用が多いため、名称を高齢者福祉計画と変更しています。

本計画の策定に当たっては、市民の意見を反映したものとするため、学識経験者や関係機関の代表者等で構成し

た宮若市高齢者福祉計画推進協議会を
設け意見を聞き、パブリックコメント
を実施し計画の策定に取組んでしまし
た。

本計画では、「元気に、いきいきと、
共に支え合い、安心して暮らせるまち
みやわか」を基本理念として、在宅
で暮らし続けるための体制づくり、地
域で見守る体制づくり、いきいきとし
た生活を続けるための体制づくり、関
係団体などの福祉サービスなどを定め
ています。

◆市長報告 8

宮若市スポーツ推進計画の策定に ついて

スポーツ振興法がスポーツ基本法に
改正され、国のスポーツ基本計画が策
定されています。福岡県も、福岡県ス
ポーツ推進計画が策定され、これを受
け本市も、スポーツ基本法に基づき、
宮若市スポーツ推進計画を策定しまし
た。

本計画は、従来の宮若市スポーツ振
興基本計画の基本的施策を踏まえ、法
の改正に伴う名称や文言等の整理を行
うとともに、宮若市体育協会や学校な

どの関係機関や公募した市民の代表者
で構成する宮若市スポーツ推進計画策
定委員会において、協議・検討を行い、
策定しました。

計画期間を平成27年度から平成29年
度までの3年間と定め、「スポーツは
みんなのもの、スポーツで夢づくり人
づくり 健康づくりみやわか」を理念
に、第1章は、計画の趣旨等、第2章
は、計画の概要、第3章は、スポー
ツ推進のための施策の展開を定めてい
ます。

◆市長報告 9

宮若市子ども読書活動推進計画の 策定について

子どもの読書活動の推進に関する法
律において、市町村は県が定める子ど
も読書活動推進計画を基本とし、当該
市町村の子どもの読書活動の推進の状
況等を踏まえ、子どもの読書活動の推
進に関する施策についての計画を策定
するよう努めなければならないと定め
られています。

これを受け本市も、第1次宮若市総
合計画後期基本計画において、主要事
業の施策の一つに子ども読書活動推進

計画の策定を掲げ、平成25年度に実施
した小中学生や就学前の子どもを持つ
保護者へのアンケート調査の結果を踏
まえ、県教育委員会や学校代表者、読
み聞かせボランティア等で構成した宮
若市子ども読書活動推進計画策定委員
会を設け、計画の素案を検討してもら
うとともに、パブリックコメントを実
施し、計画を策定しました。

本計画は、平成27年度から平成31年
度までの5年間を計画期間とし、目標
を「いつでも・どこでも本に出会えるみ
やわかっ子」と位置付け、第1章は、
計画策定の背景や、市の現状と利用状
況等、第2章は、計画の目標と基本方
針等、第3章は、推進のための取組を
定めています。

◆市長報告 10

竹原古墳保存整備計画（基本計画 編）の策定について

このような状況から、本市は、第1
次宮若市総合計画後期基本計画におい
て、主要事業の施策の一つに竹原古墳
の保存・整備に向けた計画の策定を掲
げ、平成26年度から平成28年度まで
の3箇年をかけ、竹原古墳保存整備計
画の策定を進めています。

本計画の策定は、国、福岡県及び東
京文化財研究所の指導や協力のもと、
地盤工学、保存科学、造園学、考古学
の学識経験者や文化財保護委員及び地
元自治会の代表者で構成した竹原古墳
整備計画策定委員会を設け、様々な角
度から検討を行い、計画策定に取組ん
でいます。

初年度となる本年度は、竹原古墳の
保存に向けた基本的な方向性を定める
基本計画編として、第1章から第3章
までは計画策定の背景や目的、竹原古
墳の価値や構成要素などを、第4章か
ら第6章までは、保存整備に向けた課
題や整備方針、保存整備内容と調査等
を定めた計画としています。

竹原古墳は、発見から58年が経過
し、石室内への土砂流入、豪雨時の観
察室への流水、墳丘樹木の生育による
石室への根の混入等、墳丘及び石室内
部や周辺環境に大きな変化が生じてい
ます。

定住に向けたたまちづくりについて。



川口 誠

問 本市では、定住人口の増加というより、人口減少抑制に向けた定住促進施策に戦略的に取組んであるが、その結果と今後の課題。

答 市長

近年、国全体が人口減少の局面を迎え、各市町村も、定住人口の増加施策から、いかに人口減少を抑制するかという視点に立った施策への転換が求められています。

本市は、直接的な定住施策として平成20年度から定住奨励金制度、平成25年度から新婚・子育て世帯を対象とした家賃補助制度を導入しています。その実績として、定住奨励金制度は、360世帯1,299人、家賃補

助制度は、154世帯400人が制度を利用して、本市に居住され、人口減少の抑制に一定の効果が得られています。

また、定住促進に資する子育て支援施策として、平成25年度から実施しています第2子以降の児童に係る保育料の減免措置の拡充、及び平成27年度からは、子ども医療費の助成として、通院を中学校3年生、入院を中学校3年生までに拡大することとしています。

定住促進を目的に整備を進めています光陵地区の住宅団地について、平成29年度の分譲開始に向けた計画的な事業の推進と分譲に向けたPR等の積極的な広報活動を進めていきます。

問 庁舎建設の進め方について。

答 市長

第1次宮若市総合計画後期基本計画において、拠点にふさわしい環境の整備を主要事業として掲げ、平成25年12月に防災拠点となる新市庁舎の整備を主要事業として追加した宮若市新市建設計画の変更について、議決をもらっています。

現在、策定を進めています中心拠点整備基本構想を踏まえ、平成27年度に庁舎整備基本計画を策定するため、当初予算に関連予算を計上しています。基本計画策定に当たり、議員の皆様の見解を聞きながら策定を進めていきます。

また、学識経験者や市内各種団体で構成する庁舎整備計画策定委員会を組織するとともに、市民アンケートを実施するなど、広く市民の見解を聞きながら計画策定を進めていきたいと考えています。

本市の橋の状況について伺う。



弓削田 敬

問 本市の橋りょうの数を伺う。

答 市長

福岡県が管理する橋梁と、本市が管理する橋梁があり、それぞれの数は、福岡県の管理が131橋、本市の管理が401橋です。

問 現状を伺う。

答 市長

平成7年に発生した阪神・淡路大震災や、平成23年に発生した東日本大震災等により、平成24年度に橋の設計基準を示す道路橋示方書が改訂されたことを受けて橋梁点検を実施し、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、市の管理の401橋の内、47橋が架替え若しくは修繕が必要という結果が

でています。

問 今後の整備計画を伺う。

答 市長

昨年7月に施行された道路法施行規則の一部改正により、5年に1回の近接目視による点検が義務化されたことから、本年度は10橋の点検を行って

います。平成27年度以降は、近接目視点検を実施しながら、社会資本整備総合交付金を活用して、橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、緊急性の高いものから年次的に整備を行っていきたいと考えています。

問 防災拠点施設の整備について伺う。

答 市長

防災拠点施設の整備を進めるにあたり今後、どのような段階を踏み、また、どのような方向性で進めていけるのか。

防災拠点施設の整備は、平成25年度に見直しています宮若市地域防災計画において、第3章の災害応急活動のための事前対策において、防災中枢機能を果たす施設や設備の充実及び災害活動の拠点となる施設の整備に努めることと定めています。

また、同じく平成25年度に変更した新市建設計画においても、東日本大震災を踏まえ、本市の防災拠点となる市庁舎の整備について追加記述しています。

以上を踏まえて、今般、宮若市防災拠点施設基本構想を策定し、平成28年度までに実施した事業が対象となる大変有利な財源である緊急防災・減災事業債を活用して、平成27年度において施設の基本設計及び詳細設計を行い、その後、施設整備に着手することとしています。

本市における観光推進計画について。



中尾 ハギ子

問 貝島山荘の有効利用について。

答 市長
観光推進基本計画は、第1次宮若市総合計画を上位計画とした分野別計画であり、観光振興を図っていく羅針盤として平成21年11月に策定しています。
この中で、貝島山荘も観光資源としての位置付けは行っています。が、一般公開することについては、平成20年3月議会における中尾議員からの一般質問を受け、同施設の管理人と協議を行った結果、観光等による見学はお断りすることの回答であったことから、貝島山荘を観光資源として

有効利用することは難しいと思っております。

問 文化施設になれなかつた理由は何か。

答 社会教育課長
文化財の指定は、原則的に建物所有者の同意が必要になります。指定を受けることにより、建物所有者は、文化財としての永久的な保存が求められるとともに、できるだけ公開など、文化的な活用にも努めてもらうことが課せられます。

貝島山荘は、建物の面積も大規模であり、保存に対しても多大な費用が想定されます。また、所有者も、一般公開は差し控えたいという意向であり、これを踏まえまして、指定に至っていない状況です。

問 7年たつて所有者

も少し変わってきたのではないか。外の庭だけでも開放に向けて、話ができないか。

答 産業観光課長

一般公開に向けての所有者に対する意向の確認ということですが、平成20年5月以降、所有者に対して意向の確認などは行っていません。庭だけでもこのことですが、当時も関係課協議を行っていましたので、再度、対応について協議を行いたいと思っております。また、現地などの視察も7年間行っていないので、併せて検討したいと思っております。



小学校の再編について。



安河 英幸

問 今後どのように再編を進めていくのか。

答 教育長

小学校の再編については、今議会において市長が報告しましたとおり、現在、宮若西中学校区の小学校・幼稚園について、平成20年5月に策定した宮若市学校等整備方針を基本に、市民ボランティア会議及び学校等整備計画策定委員会を立ち上げて、検討を進めています。

これと併せて、各小学校の保護者向けの説明会や、各小学校PTA独自による保護者を対象としたアンケート調査では、通学手段の確保を始め様々な課題が出されています。現在、これらの課題

への対応について、それぞれ一定の方針をもって、各学校において開催されている保護者会で、説明しているところであり、今後、地域の方への説明会も開催することとしています。

また、再編に当たっては、児童が無理なく新しい環境に対応できるようにするため、交流事業の実施などを検討していく必要があると考えています。

問 再編を進めるに当たり、問題点や諸課題はどのようなものがあるか。

答 学校教育課長

これまで市民ボランティア会議や保護者会議の中で一番多く出された意見が、通学手段に関するものになります。通学距離が延びるため、安全な通学手段を確保してほしいというものです。また、ほ

かに教育内容に関するものは、それぞれの学校の歴史や、これまでの特色ある活動を再編後の学校でも継承してほしいという意見が出ています。また、今後進めていく小中一貫教育がどのようなものかという質問も多く出ています。この点ではなにかと思われれます。

問 通学距離についてスクールバス購入の考えはあるか。

答 学校教育課長

通学手段の確保は、通学が遠距離になる児童に対し、通学用貸し切りバスの運行を行うことで安全・安心な通学体制の確保と、再編による保護者の負担を軽減していきたいと考えています。

企業誘致に伴う諸問題を問う。



中島 健三

問 企業誘致の現状。

答 市長

トヨタ自動車九州(株)を始め、37社の誘致企業が立地しています。

問 磯光工業団地への企業誘致の現状と将来見通し。

答 市長

トヨタ自動車九州(株)の開発棟の新設が決定したことに誘発されて、誘致企業第1号となる林テレンプ(株)の立地が実現し、さらに同規模の企業進出が内定し、磯光工業団地は、ほぼ完売できる見通しとなっています。

問 企業誘致(自動車関連企業)に伴う財

政・人口への影響は。

答 市長

自動車関連誘致企業の法人市民税と固定資産税を合わせた額は、ピークであった平成19年度で約28億円の税収があり、平成25年度は約13億円の税収となっています。

また、人口への影響は、自動車関連の誘致企業で約8千人が雇用され、そのうち約10%の方が市内に居住されています。

宮若市の学校整備方針を問う。

問 整備計画策定の問題点は何か。

答 教育長

現在、宮若西中学校区の小学校・幼稚園の整備計画策定に向け、市民ボランティア会議や学校等整備計画策定委員会において協議を進

めています。

策定委員会では、それぞれの学校の保護者の考えを踏まえて協議するため、それぞれの小学校においてPTA

による保護者向けの説明会や、各小学校PTA独自による保護者を対象としたアンケート調査を実施し、意見集約をしています。

市民ボランティア会議及び策定委員会で行われました諸課題として、通学手段の確保やそれぞれの学校の歴史・特色の継承、今後の小

中一貫の教育課程などがあがっていますが、現在、これらの課題に対して一定の方針をもって、各学校におい

て開催されている保護者会で、説明しています。

今後、平成27年度の半ばまでには、整備計画を策定したいと考えています。

次に、無番地の問題点と国土調査ですが、無番地とは主に字図上に地番の無い、里道、水路、堤防などですが、字図に記載されている形態と現況が異なっている場合が多く、境界の確認に苦慮していま

12月定例会の私の質問のその後の対応について。



茅野 勝

問 土地対策課の関係の土地使用条例、無番地の問題点と国土調査について。

答 市長

倉久地区ゴルフ場内のため池は、ゴルフ場が所有していたものを、本市が無償譲渡を受けたところですが、ゴルフ場による使用実態を調査し、一部において占用の実態を確認しましたので、ゴルフ場と協議を行い、今後土地使用許可申請の手続を行いたいと考えています。

次に、無番地の問題点と国土調査ですが、無番地とは主に字図上に地番の無い、里道、水路、堤防などですが、字図に記載されている形態と現況が異なっている場合が多く、境界の確認に苦慮していま

す。平成27年度より国土調査事業は2班体制で実施し、事業の進捗を図ることとし、無番地も含め、順次境界を明確にしたいと考えています。

問 第2西部露天掘跡地のその後の問題。

答 市長

当埋立地は、平成24年9月に埋立て事業者が、福岡県から変更許可を受けました埋立てに係る計画に基づき、埋立てを進めている状況です。

また、土砂の搬入予定量ですが、現在、市で把握している数量は、国土交通省が約10万m³、県が約10万1,000m³、市及び近隣の団体を含めたものが約2万8,000m³、合計で約22万9,000m³の土量が搬入される計画であり、平成26年12月議会に報告しました量から5万5,000m³の増となっています。

問 農地の残土のその後どう指導されたのか。その他の農地の不法転用の問題点はないのか。

答 市長

農業委員会において、農地法関係事務処理要領に基づき、地権者及び事業主に速やかに農地へ戻すよう勧告を行っていますが、未だ改善がされていませんので、引き続き指導を行ってみたいと考えています。

また、農業委員会では、違反転用の防止を図るため、市広報紙による周知や農地パトロールを実施し、違反転用の事実が確認された場合は、随時、県への報告や農業委員会による指導を行ってもらっています。

この他「指名業者のランクの決め方と市職員の昇進の基準について」として「市外からの職員の事についてたずねる。」との質問がありました。

旧ノリタケの跡地活用と観光振興の将来像について。



萩本 広房

問 ノリタケ跡地のPR状況と今後のビジョン。

答 市長

ノリタケ工場跡地は、平成25年に福岡SBホークスファーム本拠地球場の誘致に取組みましたが、残念ながら選定されませんでした。

この取組により、宮若市とノリタケ跡地について、広くPRすることができました。

本用地は、地権者である(株)ノリタケカンパニーリミテドの協力を得ながら、今後、若宮ICに近接する良質な事業用地として利活用が図られるよう取組んでいきたいと考えています。

問 本市の観光産業の

現状と将来像。

答 市長

市内の主な観光資源は、脇田温泉を始め、ドリームホープ若宮、竹原古墳、トヨタ自動車九州(株)の工場見学などがあります。

本市の観光入込客総数は、平成24年は99万5,400人、25年は106万6,700人であり、約7万人増加しています。

第1次総合計画後期基本計画に、観光客入込客数の目標値を平成29年度に116万人と掲げており、この実現に向け、急増している外国人観光客の誘客に向けたセミナーや商談会に参加するなどし、現状や課題の調査研究を進めています。

観光協会でも、スマートフォンやタブレット端末を利用した観光ルートナビシステムの開発に着手するなど、観光客誘致に取組ま

ていますので、今後も観光協会など、関係団体との連携を強化して観光推進に努めたいと考えています。

問 今後の観光振興は、行政の枠を超えた連携によるプロジェクトが不可欠と考えるがどうか。

答 市長

メインになるのは、脇田温泉だと思っており、西鞍の丘の芝生フィールドの利用を通じて宿泊者が増えるなど波及効果があったと思っています。質問にあります通り1つのセクションじゃなく、横断的にやっていきたいと思っています。

また、光陵グリーンスタジアムの利用者もかなり脇田温泉に宿泊しています。他にないスポーツ施設持っていますので、これを基本に入込客を増加させたいと思っています。

職員の管理について尋ねる。



谷口 重隆

問 今日においても未だ飲酒による事故、事件の報道がなされている。最近にも消防士の方が飲酒により尊い命を亡くされる事故が発生しています。そこで、市長就任以来9年間で飲酒による職員処分の状況を伺う。

答 市長

私が市長に就任して以来9年間で飲酒による職員の処分の状況についてですが、処分件数は、ありません。

問 精神の不安定な状況により休職している又は休職していた職員の状況を市長就任9年間の経緯とその対策を伺う。

答 市長

休職している又は休職していた職員は、30人です。精神疾患となった経緯は、仕事の関係だけでなく家庭の事情など様々です。その対策として、休職中又は復職後において、産業医による健康相談を定期的に実施するとともに、主治医との面談を行い、復職の前に短い時間から勤務を行う試し出勤制度を導入する等円滑に復職が出来るよう対応しています。

問 精神疾患はどうしたら治ると考えているのか。

答 市長

要因はさまざま考えられ、専門医が投薬を含めて手だてを打っています。また、休職が3年になると、分限免職という措置がとれますが、それだけの期間を経なければ、法的な手続は難しいと思っています。

また、休職が3年になると、分限免職という措置がとれますが、それだけの期間を経なければ、法的な手続は難しいと思っています。

ような状況で、職場のコミュニケーションが、非常に希薄になっているような気がします。そういう面では、それぞれ管理者に、言葉をかけることや、悩み事を聞くこと、同僚職員も、同様の配慮が必要ではないかと思っています。

問 復帰にあたりならし運転のような形をとって、また休職するという人たちに対しては、何か手立てはないのか。

答 市長

復帰にあたっては、法的な根拠に基づいて、主治医、医師の診断のもとでそのような措置をとっています。

また、休職が3年になると、分限免職という措置がとれますが、それだけの期間を経なければ、法的な手続は難しいと思っています。

市内河川の整備について。



安永 友則

問 市内にある河川数、及びその内訳は。

答 市長

市内には41の河川があり、内訳としては、国が管理する河川が2河川、福岡県が管理する河川が9河川、本市が管理する河川が30河川です。

問 国、県等と連携した河川の実態調査などはされているのか。

答 市長

県等と連携した河川の実態調査などはされているのかについてですが、遠賀川河川事務所とは、1級河川であります犬鳴川及び八木山川を毎年出水期前に、合同で河川巡視を行っ

ており、直方県土整備事務所とは、毎年5月に行われる市町村連絡協議会において、本市からの要望箇所について、合同で現地視察を行っています。

問 今後の整備計画を伺う。

答 市長

河川整備の現状及び今後の方針についてですが、遠賀川河川事務所においては、河川の浚渫や護岸整備を始め、現在、福丸地区の築堤工事を実施しており、直方県土整備事務所及び本市においては、地元自治会等からの要望に伴う整備を行っています。

今後については、国、県と連携しながら、主に洪水対策として河川断面を阻害する箇所の土砂浚渫を年次的に行い、河川環境の改善と併せ、地域の安全・安心

の確保を図っていききたいと思っております。

問 準用河川も計画を立てて、毎年、順次事業をしてもらいたいが、考えを聞きたい。

答 市長

河川は、計画を立てて事業ができない現状があり、維持管理を行う程度です。したがって、災害が起こった際の部分的な対応で、恐らくこのまま状態であれば、再度災害に起こりかねない箇所や、災害復旧の国・県の補助金がつく箇所を後追いで対応しているのが現状です。年次的な計画を持って、災害の起こらない対策はしっかりとやっています。

市議会会議録はホームページからも閲覧できます。

<http://kaigidb.city.miyawaka.lg.jp/dsweb.exe/>

市議会を傍聴してみませんか。

次回の定例会は
6月5日(金)

開会予定です。

皆さんの傍聴を
お待ちしております。

本会議・各常任委員会等の日程につきましては、日程が決まり次第、宮若市のホームページ、宮若市役所本庁及び若宮総合支所に掲示します。

【 小さなお子さんをお連れの方は議事堂への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。 】

まちのわだい

入園式・入学式が行われました。



ふじの花 写真提供：写真同好会

編集後記

通学路の交通指導に立って、半年がたったころ、小学校に通う児童たちも私になれたのか元気にあいさつするようになりました。明るく元気なあいさつに、私自身も元気をもらい、なぜか穏やかな気持ちになりました。

卒業式の前日、六年生の児童から「今日まで交通指導ありがとうございました。」とあたたかい言葉があり、感動しました。

先日、中学校の入学式に出席した際に、その児童の姿が目に入り、この前まで、小学生だったと思えないほどの立派な姿に驚きました。

これからの宮若市のためにも、私たち大人が、子どもたちの健やかな成長を願い、温かく見守り続けたいと思います。

染矢 正次

議会広報調査特別委員会

委員 安河 英 幸	副委員長 茅野 誠 勝	委員 川口 喜久 雄	委員 神谷 喜久 雄	委員 萩本 正 房	委員 染矢 正 房	委員 吉崎 順 一
-----------	-------------	------------	------------	-----------	-----------	-----------

※いただいたアンケートの内容については、次号掲載を予定しています。